

議員提出議案第9号

令和6年度渋川市一般会計予算にかかる地方自治法第179条  
第4項に規定する措置に関する決議

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年6月24日

渋川市議会議長 安カ川信之様

|     |         |      |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 渋川市議会議員 | 埴田裕之 |
| 賛成者 | 渋川市議会議員 | 須田勝  |
| 同   | 同       | 望月昭治 |

別紙

議員提出議案第9号

令和6年度渋川市一般会計予算にかかる地方自治法第179条  
第4項に規定する措置に関する決議

市長は、市議会が否決した令和6年度渋川市一般会計予算を専決処分により成立させたことについて市議会に承認を求めたが、市議会はこれを承認しなかった。

このことを受け、市長は専決処分が承認されなかったときに講じるべき必要な措置として、市民への当該専決処分についての説明と、市議会への3月定例会の会期調整の申出を行った。

しかし、市議会として、この2つの措置をもって法が求める必要な措置が講じられたとは認められない。そもそも、当該専決処分が承認されなかった背景には、市議会が令和6年度の一般会計予算について慎重審議を重ねた結果、その内容に不満があったため否決したにもかかわらず、市長がそういった市議会の意見を一切尊重せず、否決された翌日にそのまま専決処分したことにある。この議会を無視する行為は全国的にも極めて異例であり、市長には重大な政治的責任がある。

このことから、今回市長が講じるべき必要な措置とは、当然予算に関係するものでなければならない。

よって、本市議会は渋川市長高木勉に対し、新たな議決すべき事件として、速やかに令和6年度渋川市一般会計予算を再度市議会に提出することを求める。

以上、決議する。

令和6年6月 日

群馬県渋川市議会